

商工会ニュース臨時号やはば No.1

～小規模事業者持続化補助金の公募開始～

小規模事業者が持続的な経営に向けた経営計画に基づき、販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン変更等）などの取り組みを支援するため、必要とする経費の一部を補助する制度の公募が開始されました。（申請締切5月31日）

商工会では、補助金申請に必要な計画書作成を個別で対応していきますので、希望される方、または制度の内容を知りたい方は、商工会までお気軽にお問い合わせください。

補助金申請に取り組む事業所を対象に下記日程で個別相談会を開催します。

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者（個人事業主及び会社）が販路開拓等に
取り組むために必要な費用の2/3を補助する制度です。（補助上限額50万円）

【取り組み事例】

- ◆新規客を取り込むためのチラシ作成、ホームページ作成費など
- ◆新たな市場を狙った商品パッケージや包装紙のデザイン作成費など
- ◆集客力を高めるための店舗改装（トイレの改装・バリアフリー化など）
- ◆商圏拡大のための商談会・展示会出展費用、旅費など
- ◆生産販売拡大のための冷蔵庫などの機械装置等の購入

※中古品の購入も一定の要件はありますが、補助対象となります。

■個別相談会

【日 時】 平成29年5月16日（火）午前9時～午後5時

※相談時間は、1事業所当たり1時間程度の予定

【場 所】 矢巾町商工会館 1階経営相談室

【講 師】 土岐経営支援事務所 代表 土岐 徹朗 氏（中小企業診断士）

【受 講 料】 無料

【定 員】 7名（定員になり次第、締め切ります。）

【申込方法】 参加する方は、参加申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは電話で商工会にお申込みください。

※時間については、後日調整の上、ご連絡します。

【申込締切】 平成29年5月10日（水）

【問い合わせ先】 矢巾町商工会 TEL 019-697-5111、FAX 019-697-5115

「経営力向上個別相談会」参加申込書

| | | | | |
|---------------------|-------|--------|--------|---------|
| 事業所名 | 参加者氏名 | | | |
| 電話番号 | FAX番号 | | | |
| 希望時間 (○印をお願いします) | ①午前9時 | ②午前10時 | ③午前11時 | ④午後1時 |
| | ⑤午後2時 | ⑥午後3時 | ⑦午後4時 | ⑧何時でもよい |

【このまま返信してください】

販促術を学んでお客様を呼びこむ

～個別店舗巡回セミナー～

商工会では、販促診断を通じて現状分析から改善に向けた提案までを一貫とした個別店舗巡回を開催します。お客様の購買意欲を向上させる陳列、店内レイアウトなどの販促術を学ぶ機会となりますので、是非この機会に受講いただき、売れるお店づくりをしてみませんか。

既存客の来店頻度を向上させるための陳列棚の購入や店内レイアウト変更にかかる改装費、新規顧客を獲得するためのチラシ作成費などに「小規模事業者持続化補助金」を活用することができますので、是非ご検討の上、取り組んでいきましょう。

- 【日 時】 平成29年5月29日（月）午前9時30分～午後4時30分
※相談時間は、1事業所当たり 1時間から1時間30分程度の予定。
- 【場 所】 申込会員事業所
- 【講 師】 (株)MEDIA Maker 代表 常田 アキエ 氏

広告代理店、マーケティング会社勤務後、青森県で独立開業。
現場で培った独自の理論を融合し、個人の幸せづくりをベースにした「その人」や「その店」にしかないオンリーワンの持ち味を引き出し、既存概念を打ち破ったアイデア販促を提案している。また、「コストを下げ、効果を上げる」アイデアは、家族経営の小さな小売店でも実践できるため、駆け込み寺的存在として、青森県内の商工会をはじめ全国の小売店を駆け巡り指導をしている。

- 【受講料】 無料
- 【定 員】 4名（定員になり次第、締め切ります。）
※時間等について調整することがありますので、ご了承ください。
- 【申込方法】 受講を希望される方は、受講申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは電話で商工会までお申込みください。
- 【申込締切】 平成29年5月15日（月）
- 【問い合わせ先】 矢巾町商工会 TEL 019-697-5111、FAX 019-697-5115

「個別店舗巡回セミナー」受講申込書

| | | | |
|-----------------------|--|-------|--|
| 事業所名 | | 受講者氏名 | |
| 電話番号 | | FAX番号 | |
| ご相談内容 | | | |
| 希望する時間 (〇を付してください) | ①午前9時30分 ②午前11時 ③午後1時30分 ④午後3時 ⑤何時でも良い | | |

【このまま返信してください】